

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：J F Eエンジニアリング（株）（法人番号：8010001008843）
業者の住所：神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1
- 2 指名停止措置期間：令和4年3月28日から令和4年5月27日まで（2か月）
- 3 指名停止措置の範囲：沖縄防衛局管轄区域（沖縄県）
- 4 事実概要
上記有資格業者の沖縄支店長代理は、令和2年5月に竹富町発注の「竹富海底送水管更新工事」の指名競争入札について、竹富町長から最低入札価格を当該工事の下請会社の代表取締役を通じて入手し、公正な入札を妨害したとして令和4年2月13日に公契約関係競売入札妨害の容疑で沖縄県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領 付表第2

措置要件	期間
1～7省略	
(競売入札妨害又は談合)	
8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 対象区域内の他の公共機関の職員	2月以上12月以内
イ 対象区域外の他の公共機関の職員	1月以上12月以内
9～16省略	